

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

神奈川県横浜市中区元町1丁目11番地

横浜高速鉄道株式会社  
代表取締役社長 森 秀毅

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
馬車道駅 みなとみらい 駅	旅客トイレの更新(2023年度) 旅客トイレの更新(2023~2024年度)	
新高島駅	エレベーターの更新(2023年度)	

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
施設・設備等の維持管理	エレベーターについては、駅営業時間外に定期点検を実施し、部品交換等の予防保全を実施します。また、バリアフリー設備については、月1回の巡回点検にて目視点検、機能確認を行います。	予定通り実施しました

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	係員からの声掛けを積極的に実施、必要に応じて誘導案内等の支援を行います。	記載の通り実施しました。

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内サインの改善	文字の大型化やJISピクトによる案内など、見やすさに配慮した看板に変更するとともに、周辺地区の情報を拡充します。(継続実施)	新施設の案内を追加設置 元町・中華街駅および新高島駅の2駅実施し、全駅完了しました。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施  サービス介助士資格取得の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動時や構内点検中、係員からの声掛けを積極的に実施し、必要に応じて案内誘導等の支援を行います。</li> <li>・ 駅係員を対象に資格取得を推進し、未取得者の資格取得を推進します。</li> </ul>	全係員からの声掛けおよび誘導案内等を積極的に行いました。 サービス介助士については、社内異動等により取得対象者が数名在籍しているため、取得できるよう推進する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター掲出 サイネージ放映 案内放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「声掛けサポート運動」のポスター掲出とホームドアサイネージ放映をおこないます。</li> <li>・ 駅構内放送を通じて駅係員が積極的に声掛けを実施し、必要に応じて介助させていただくとを再周知します。</li> </ul>	ポスター掲出、ホームドアサイネージの放送を行いました。 駅構内放送での周知を実施しました。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「声掛けサポート運動」を継続的に実施し、駅係員からの声かけを強化するとともに、お客様への理解・協力を求めることで、だれもが利用しやすい環境整備を図りました。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 神奈川県横浜市中区元町1丁目11番地

事業者名 横浜高速鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森 秀毅

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
みなとみらい 21線 こどもの国線	基準を満たしているため計画はありません	なし

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	車内案内表示器更新（TIP装置をデジタル化することで、より鮮明な画面となります）（2025年度～2026年度） 車外表示器更新（行先表示器を現在の3色からセレクト色へ更新することでコントラストが上がります）（2023年度） 車内フリースペース増設（2026年度～2027年度）	2023年度車外表示器更新 5/6編成完了 2025年度 Y517編成更新予定(計画)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

--

(4) その他

--